

論文

公立図書館の学校図書館との連携および学校図書館への支援 —山口県内での実態調査をふまえて—

Cooperative Efforts between Public Libraries and School Libraries and Support of School Libraries by Public Libraries: A survey of Public Libraries in Yamaguchi Prefecture

安光 裕子

Hiroko YASUMISTU

要旨：

本研究の目的は、公立図書館がどのように学校図書館と連携をとり、学校図書館に支援をしているかを明らかにすることである。そのために、山口県内の公立図書館54館を対象とした実態調査を行った。その結果は、以下のとおりである。(1) 大半の公立図書館で学校図書館と連携を行っている一方で、「マンパワー不足」などの理由から連携を行っていない図書館があった。(2) 連携先は、小学校・中学校が最も多く、中等教育学校・高等学校との連携の割合が低い。これは、地理的なことおよび設置者が異なっていることにその要因があると推測される。(3) 連携校種と当該図書館の児童サービスとの対象年齢が一致しているのは3割強にとどまる。これは、公立図書館では自館で行う児童サービスと学校図書館との連携サービスとは別個のサービスと考えているからと推察される。(4) 公立図書館と学校図書館との連携内容は、団体貸出が他よりも突出して多い。これは、公立図書館の役割の一部に過度に依存していることを示すものであるといえよう。

Abstract:

The purpose of this paper is to clarify the ways in which public libraries cooperate with and support school libraries in Yamaguchi Prefecture surveyed. four main results were observed:

(1) A majority of public libraries were engaged in cooperative efforts with school libraries; however, a lack of human resources among other factors were observed as reasons why some public libraries were not engaged in these activities; (2) Cooperative efforts were mainly observed at the primary and lower secondary levels of education; whereas the percentage of public libraries engaged in activities with schools at the upper secondary and higher education levels was noticeably smaller; (3) The percentage of cases where the ages of children served by both public and school libraries were similar was just under 40%, an indication public libraries see children's services they provide and cooperative efforts with school libraries as different types of services; (4) The content of cooperative activities appears to be mainly limited to interlibrary loans, perhaps an indication that school libraries are overly reliant on public libraries for this service.

1. はじめに

インターネットの普及や情報技術の進展などにより、図書館を取り巻く環境は大きく変化している。それに伴い、図書館に求められる役割も大きく変化している。この図書館の役割を果たすべく、図書館サービスも変化を余儀なくされている。もちろん図書館サービスの一つである児童サービスも例外ではない。

公立図書館における児童サービスは、1903（明治36）年の山口県立山口図書館における児童室の開設を嚆矢とするといわれている。この児童室では、子どもが図書を直接手に取ることのできる自由接架式が採用されるという、管理中心的な当時としては画期的なサービスが行われた。しかし、1931（昭和6）年の満州事変以降、人員や予算の不足から、図書館サービスの中で、まず児童サービスが縮小され、最

終的には停止されるに至った。戦後、図書館サービスのなかで軽視されていた児童サービスが、1970（昭和35）年に刊行された『市民の図書館』のなかで、貸出、全域サービスとともに、その重要性が説かれたところ、おはなしコーナーつきの児童室を設けることや読み聞かせ、ブックトークなどを行うことが大切だと受けとめられるようになった。

その後、多くの公立図書館が児童サービスに力を入れるようになった。特に、2000（平成12）年の子ども読書年を契機に、2001（平成13）年に子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）が施行され、同法に基づき基本計画が策定されるなど、読書の習慣化のための活動や児童サービスの重要性が公立図書館に急速に浸透していった。現在では、公立図書館で、おはなしコーナーが設置され、読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリングなどが盛んに開催されるなど、児童サービスが全国規模で普及・定着したといえよう。

ところで、児童を対象とする図書館サービスは、公立図書館のほか学校図書館においても行われている。

学校図書館が学校教育の中に法的に明記されたのは、1947（昭和22）年に制定された学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第1条¹⁾であった。第二次世界大戦後の日本の教育は、これまでの画一的で、注入主義的な教育から、個の尊重と自主性、創造性に重点を置く教育へと転換が図られた。それと相俟って、1953（昭和28）年に公布され、1954（昭和29）年4月1日に施行された学校図書館法（昭和28年法律第185号）は、学校図書館を「学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養の育成」を目的とする機関と位置づけた。学校図書館では、教育における時代の潮流に対応するために、まず学習や学習指導に役立つメディアを収集の対象として、コレクションを構築することが急務となった。

1997（平成9）年には、学校図書館の一部を改正する法律（平成9年法律第76号）および同改正法律に基づいて制定された学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成9年政令189号）によって、2003（平成15）年4月からは、12学級以上の規模の学校には司書教諭が必置とされたことや、2014（平成26）年には、学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律第93号）において努力義務ではあるが、学校司書が法制化されたこと、さらには、2017（平成29）年度以降、第5次学校図書館図書整

備5か年計画として、学校図書館の図書整備などに必要な経費（5か年合計：約2,350億円）として地方財政措置が講じられたことから、学校図書館を取り巻く環境整備に急激な進展が見られた。

現在では、学校図書館は、公立図書館と同様に、読書活動の推進のために活用され、それに加えて調べ学習など、様々な授業で活用されることになった。言語活動や探究活動の場である学校図書館は、主体的・対話的で深い学びを効果的に進めていく役割がより一層期待されている²⁾のである。

ところで、主体的・対話的で深い学びを効果的に進めるのには、それに相応しい蔵書数が必須である。しかしながら、学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小学校で66.4%、中学校で55.3%（平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」）にとどまっている。

もちろん学校図書館図書標準を達成していれば、主体的・対話的で深い学びを効果的に進められるわけではない。そのためには司書教諭や学校司書の学校図書館への配置が必須である。司書教諭は、学校図書館法により、12学級以上の学校には必置とされているが、司書教諭としての活動のために授業の軽減は、十分になされていないのが現状である。また、学校司書の配置については、学校図書館法において努力義務とされるにとどまり、非正規の雇用が大半を占めており、学校図書館が活用される条件は、十分には整備されているとは言い難い。

以上のような状況の下では、学校図書館だけでは、主体的・対話的で深い学びを効果的に行うことは難しいといえよう。そこで、公立図書館の支援が必要となるのである。

この点について、公立図書館の学校図書館との連携および学校図書館への支援に関する関係法規は、どのように定めているのだろうか。関係法規の中で代表的なものは、いうまでもなく、図書館法（昭和25年法律第118号）と学校図書館法である。図書館法は、制定当初の1950（昭和25）年から、図書館は学校図書館と緊密に連絡し、協力することを、一方学校図書館法も、制定当初の1953（昭和28）年から、学校図書館は他の学校図書館や公立図書館などと緊密に連絡し、協力することを謳っている。1950年代、公立図書館と学校図書館との連携・協力の法的根拠となっているのは図書館法と学校図書館法であるが、「両者の連携・協力が法的根拠を得る50年代以降も

その実践は必ずしも十分なものでなはかった³⁾と評されている。しかし、「90年代中頃を画期として、理念や実践の溝を埋める新たな取り組みが全国的な規模で展開」され⁴⁾、公立図書館と学校図書館との連携・協力は、新たな段階へと展開していく。

この新たな段階にあって、公立図書館と学校図書館との連携に関する国の政策は、次のように展開していった。

文部科学大臣が告示した、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）は、その制定当初から、「1 総則」「（5）他の図書館及びその他関係機関との連携・協力」において、公立図書館相互の連携のみならず、学校図書館などとの連携に努めることを要請している。

また、1990年代後半から、下記のとおり、文部科学省は学校図書館関連の事業を行っている。

- ①1995（平成7）年度～2000（平成12）年度、3回に分けた「学校図書館情報化・活性化推進モデル地域事業」の実施⁵⁾。
- ②2001（平成13）年度～2003（平成15）年度に「学校図書館資源共有型モデル地域事業」の実施。
- ③2004（平成16）年度～2006（平成18）年度に「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」の実施。
- ④2006（平成18）年度～2008（平成20）年度に「学校図書館支援センター推進事業」の実施。
- ⑤2009（平成21年度）「学校図書館の活性化推進総合事業」の実施。
- ⑥2010（平成22）年度～2014（平成26）年度「確かな学力の育成に係る実践的調査研究」の実施。
- ⑦2015（平成27）年度～2017（平成29）年度「司書教諭及び学校司書の資質の向上等を通じた学校図書館改革」の実施。
- ⑧2017（平成29）年度～2021（平成33）年度「第5次学校図書館整備5か年計画」の実施。

以上の取り組みに加えて、文部科学省は、学校図書館のさらなる整備充実を目的として、2016（平成26）年に「学校図書館ガイドライン」および「学校司書のモデルカリキュラム」（「学校図書館の整備充実について（通知）」28文科初第1172号）を公表した。特に、「学校図書館ガイドライン」では、学校図書館は、他の学校図書館や公立図書館など、地域社会等と密接に連携・協力することに努めることが望ましいとしている。

以上のように、公立図書館と学校図書館との連携

は、関係法規や基準で求められており、さらには文部科学省による様々な事業により条件整備が行われているが、実際には現場である公立図書館でどのように、どの程度まで実施されているかは必ずしも明らかではない。そこで、本稿では、児童サービスのなかでも、公立図書館がどのように学校図書館と連携をとり、学校図書館に支援をしているかに関する実態調査をもとに考察する。具体的には、山口県内の公立図書館を対象に実施したアンケート調査のうち、特に、小学校、中学校および高等学校との連携の有無、連携の内容、連携を行わない理由などから、公立図書館の学校図書館との連携および学校図書館への支援について考察する。

2. アンケート調査の概要

アンケート調査は、以下のとおりである。

公立図書館における情報・資料への子ども（18歳未満の者）のアクセス（利用）に関する基礎的研究のために、山口県内の公立図書館の実態を明らかにする目的で「公立図書館における情報・資料への子どものアクセス（利用）に関する調査」を実施した⁵⁾。

調査対象は、山口県内の公立図書館54館（学校図書館を兼ねている図書館は除く。）である。そのうち、回答は、50館からあった。回答率は、92.6%である。

調査方法は、自記式質問紙調査法を用いてデータ収集を行った。質問紙は、2017（平成29）年5月6日に調査対象である山口県内の公立図書館54館に対して各館長宛に郵送し、その回答を郵送にて回収した。5月6日から6月5日までの31日間に得た回答を本稿のデータとした。

質問紙調査の内容は、児童の権利に関する条約

（Convention on the Rights of the Child；以下、「子どもの権利条約」とする。）から導き出される子ども像から、子どもの権利条約の要請を分析・検討するための調査事項を導き出して、質問項目を作成した。

本稿では、質問紙調査のうち、「地域の学校図書館との連携」に関する項目について集計した。

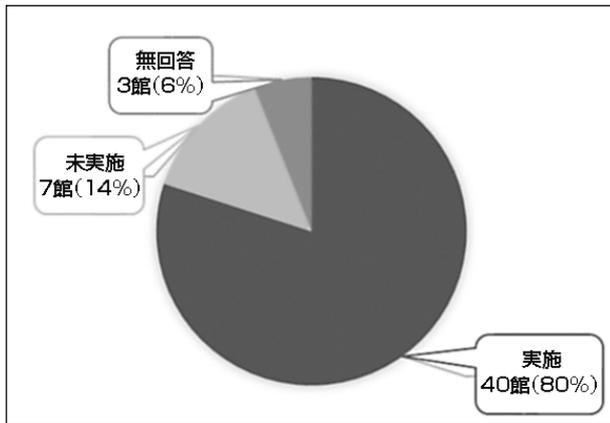
3. 結果と考察

3.1 学校図書館との連携の有無

公立図書館と地域の学校図書館との連携は、実際どのくらい行われているのであろうか。50館のうち、学校図書館との連携を行っている公立図書館は40館（80%）で、行っていない館は7館（14%）、無

回答は3館(6%)であった(図1)。4分の3の公立図書館で学校図書館との連携が行われていることがわかる。

図1 学校図書館との連携



3.2 学校図書館と連携を行っていない理由

学校図書館との連携を行っていない7館は、どのような理由によるのだろうか。その理由は、「マンパワー不足」(2館)、「中央館が行っている」(2館)、「学校の先生との連携をとっている」(1館)で、無回答は2館であった。

このうち、「人員不足」としながらも、「近隣の小学校へアンケートを行い、連携がとれないか準備中」であるとして、連携を模索している館がある。

また、「学校の先生と連携をとっている」のは、学校に学校図書館補助員しかいないので、学校図書館が連携の相手方とはならないからだとしている。つまり、この公立図書館は、連携先となる学校図書館が人的資源の面で連携可能ではないので、先生個人と直接連携をとっているのである。このような先生個人に依拠した連携のとり方は、当該先生の異動や退職にともない、連携が途切れる可能性がある。持続可能な連携であるためには、特定の先生個人ではなく、学校図書館という組織と連携するのが望ましいことはいうまでもない。

3.3 連携校種

学校図書館との連携を行っている40館は、どの校種と連携を行っているのだろうか。連携先は、小学校・中学校・中等教育学校・高等学校のすべての校種にわたっている。具体的には、次のとおりである。すなわち、小学校・中学校・中等教育学校・高等学校すべての校種を対象にしている館(Aタイプ)

は3館(7.5%)、小学校・中学校・高等学校を対象にしている館(Bタイプ)は8館(20%)、小学校・中学校・中等教育学校を対象にしている館(Cタイプ)は1館(2.5%)、小学校・中学校を対象にしている館(Dタイプ)は18館(45%)、小学校のみを対象にしている館(Eタイプ)は10館(25%)である(図2)。

連携している学校図書館の校種は、2以上あるA、B、CおよびDタイプが30館(75%)である。学校図書館と連携する場合は、2以上の校種と連携する公立図書館が4分の3と大多数を占めていることがわかる。

連携先校種のタイプ別では、小学校・中学校と連携しているDタイプの館が最も多く18館で、半数近くに上っている。

ところで、DタイプにEタイプの小学校のみと連携している10館(25%)を加えると28館で、7割におよんでいる。これに対して、連携先として小学校から高等学校までのすべての児童・生徒が学ぶ校種と連携している館、すなわち、Aタイプ、BタイプおよびCタイプは12館で、3割に過ぎない。換言すると、7割の館は、すべての児童・生徒が学ぶ校種を連携先にしていないのである。

また、連携先を校種別にみると、小学校との連携は、すべての公立図書館で行っており、中学校との連携も30館(75%)、4分の3で行われている。これに対して、中等教育学校との連携を行っている館と高等学校と連携を行っている館とを足したとしても、15館(37.5%)、3分の1強にとどまっている。

図2 連携校種

図書館の種類	小学校	中学校	中等教育学校	高等学校	
Aタイプ	○	○	○	○	3館(7.5%)
Bタイプ	○	○		○	8館(20%)
Cタイプ	○	○	○		1館(2.5%)
Dタイプ	○	○			18館(45%)
Eタイプ	○				10館(25%)
	40館(100%)	30館(75%)	4館(10%)	11館(27.5%)	40館(100%)

以上のように、中等教育学校および高等学校が連携先タイプ別割合および連携先校種別割合において低いのは、中等教育学校および高等学校が公立図書館の近隣にないという地理的要因によるものと推測される。また、小学校および中学校が公立図書館と同じ市立または町立であるのに対して、中等教育学校および高等学校は公立図書館と異なり県立または

私立であるところにもその要因があるのかもしれない。つまり、学校図書館との連携は、当該学校が公立図書館と同じ設置者であるか否かにウエイトがおかれ、設置者の異なる学校図書館は守備範囲の外にあると考える傾向があるのかもしれない。

3.4 連携校種と公立図書館における児童サービスの対象年齢

公立図書館における連携先校種と児童サービスの対象年齢とを対照してみる(図3)。

図3 連携校種と公立図書館における児童サービスの対象年齢

図書館の種類	小学校	中学校	中等教育学校	高等学校		児童サービスの対象年齢
Aタイプ	○	○	○	○	3館(7.5%)	0歳~18歳 3館
Bタイプ	○	○		○	8館(20%)	0歳~18歳 7館 0歳~12歳 1館
Cタイプ	○	○	○		1館(2.5%)	0歳~18歳 1館
Dタイプ	○	○			18館(45%)	0歳~18歳 8館 0歳~16歳 1館 0歳~15歳 2館 0歳~12歳 6館 不明 1館

小学校から高等学校まですべての校種を連携先に行っているAタイプ3館(7.5%)、および小学校・中学校・中等教育学校を連携先に行っているCタイプ1館(2.5%)は、公立図書館における児童サービスの対象年齢を0歳~18歳と捉えており、連携校種と当該図書館の児童サービスの対象年齢とが一致している。また、小学校・中学校・高等学校を連携先に行っているBタイプ8館(20%)では、児童サービス対象年齢を0歳~12歳と捉えている1館(2.5%)を除く7館(17.5%)で、0歳~18歳と捉えており、連携校種と当該図書館の児童サービス対象年齢が一致している。

その一方で、連携先の児童・生徒に対応する年齢とは異なる年齢を児童サービス対象年齢と捉えているのは、小学校・中学校を連携先に行っているDタイプでは18館中16館(40%)で、小学校のみを連携先に行っているEタイプでは10館中9館(22.5%)であり、合計すると62.5%である。

以上から、連携校種と当該図書館の児童サービスとの対象年齢が一致しているのは15館(37.5%)であり、3分の2近くの館に齟齬があるといえよう。これは、公立図書館では自館で行う児童サービスと学校図書館との連携サービスとは別個のサービスと

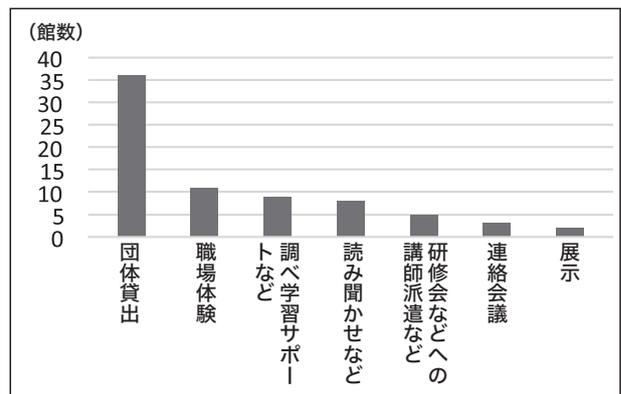
考えていることをうかがわせるものである。

3.5 連携内容

学校図書館とどのような連携が行われているのであろうか。主な連携の内容(複数回答)は、以下のとおりである(図4)。

- ①団体貸出(巡回文庫, 図書館文庫, 学級文庫, 学校文庫, 貸出文庫) 36館(90%)
- ②職場体験(体験学習, 図書館見学) 11館(27.5%)
- ③調べ学習サポート, 図書館の利用指導, 選書相談, 新刊情報の提供, 本のリスト配布 9館(22.5%)
- ④読み聞かせ, ブックトーク 8館(20%)
- ⑤研修会などへの講師派遣, 指導員研修会などへの参加 5館(12.5%)
- ⑥連絡会議(定期的な情報交換) 3館(7.5%)
- ⑦展示(「好きなおはなしの絵」(保・小)「生徒によるおすすめの本」(中・高)) 2館(5%)

図4 学校図書館との主な連携内容(複数回答)



連携内容のうち、学校教育と密接な関係のある①団体貸出、②職場体験、③調べ学習サポート、図書館の利用指導等の上位3つについて概観する。

①団体貸出を行っているのは36館(90%)である。これは、大半の図書館で行っている連携である。具体的には、「授業で使用する資料の提供」や「学校図書館だけの資料では少ないので定期的に貸出をしている」図書館もある。学校での学びを補完するために資料の提供を行っていることがわかる。もちろん、公立図書館が学校図書館に対して授業で使用する資料の提供等を行うことは大切である。しかし、言語活動や探究活動の場である学校図書館には、主体的・対話的で深い学びを効果的に進めていく役割があることからすれば、学習や学習指導に役立つ基礎的な資料やメディア等が十分には常備されていない

い現状を示すものといえよう。

②職場体験を行っているのは11館（27.5%）である。これは、児童・生徒が図書館というものを体験的に知る機会となり、サービス提供者の側から学習のための図書館の利用方法を身につける体験を提供するものである。次の③と相俟って、図書館の利用等を深く理解するのに、また図書館に親しみを感じるのにも役立つものといえ、適切な連携といえよう。

③調べ学習のサポートや図書館の利用指導等を行っているのは9館（22.5%）である。学校図書館の人的資源の現状からすれば、学校図書館がその役割を十分に果たすためには、公立図書館が調べ学習のサポートや図書館の利用指導等で連携することは必須である。しかしながら、今回の調査からはよくわからないが、公立図書館が調べ学習のサポートや図書館の利用指導等の点で学校図書館を代替しているとしたら、学校図書館は、その役割を果たしていないことになる。これらの点で公立図書館が学校図書館と具体的にどのように連携しているかを明らかにする必要があるだろう。

4. おわりに

山口県内の公立図書館を対象としたアンケート調査をもとに、公立図書館の学校図書館との連携について、「学校図書館との連携の有無」「学校図書館と連携を行っていない理由」「連携校種」「連携校種と公立図書館における児童サービスの対象年齢」「連携内容」の5項目について考察した。

最後に、再度、公立図書館と学校図書館との連携内容について言及して本稿を締めくくりたい。

連携内容としては、団体貸出が他のどの連携内容よりも突出して多いことが特徴である。2番目に多い職場体験と比較しても3倍を超えている。また、2番目以下は3割にも満たない。専ら公立図書館が期待されているのは、団体貸出であるといえよう。しかし、子どもの年齢・発達段階に応じた児童サービスを行っている公立図書館に期待されることは、それに尽きるわけではなく、主体的・対話的で深い学びを効果的に行う場である学校図書館をバックアップすることである。

しかし、公立図書館側も現在の財政難を理由とする人手不足や、学校図書館と公立図書館の設置者と異なることが原因で、学校図書館との連携が困難になることがあるかもしれない。また、学校図書館

側からの要請がなければ、連携することができない。さらには、仮に学校図書館側からの要請があったとしても、公立図書館が調べ学習のサポートや図書館の利用指導等の点で学校図書館を代替しているとしたら、学校図書館は、その役割を果たしていないことになる。学校図書館自らも学習のサポートや主体的・対話的で深い学びを効果的に進めていくために必要な資料・情報の入手方法などを公立図書館から学ぶ必要があると考える。

法律や基準、学習指導要領等で連携・支援を唱えても、唱えるだけでは絵に描いた餅である。絵に描いた餅にしないためには、公立図書館と学校図書館との連携には、主体的・対話的で深い学びを効果的に進めていく上で質・量ともに相応しいコレクションの構築が必要である。そのためには予算的措置が必要となることはいうまでもない。公立図書館および学校図書館がその役割を果たすための予算的措置が十分にとられることを期待して本稿を終える。

*本稿は、平成29年度山口県立大学研究創作活動創作助成を受けて行っている研究成果の一部である。

【注】

- 1) 「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない」と規定されている。
- 2) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館の整備充実について（報告）平成28年10月、2頁。』
- 3) 平久江祐司「公共図書館と学校図書館の連携：新たな展望」『図書館雑誌』Vol.104, No.3 (2009), 134頁。
- 4) 同上。
- 5) 岩崎れい「学校図書館をめぐる連携と支援—その現状と意義」『カレントアウェアネス』No.309 (2011), 23頁。
- 6) この調査に基づく研究は、安光裕子・藪本知二「公立図書館における情報・資料への子どものアクセス保障に関する基礎的研究—山口県内での実態調査をふまえて—」『図書館学』111号 (2017), 27-37頁で発表している。